

2022～2024年度  
契約参加資格者登録申請マニュアル  
(随時登録)

2023年 1月

成田国際空港株式会社

# 目 次

<b>1. 契約参加資格者登録について</b> . . . . .	<b>P 1</b>
1.1 契約参加資格者登録について	
1.2 登録の制限	
1.3 契約参加資格の有効期間	
1.4 登録の取消し	
<b>2. 申請について</b> . . . . .	<b>P 2</b>
2.1 随時登録	
2.2 随時登録受付期間	
2.3 登録までの流れ	
2.4 提出先及びお問い合わせ先	
2.5 メール送信にあたっての留意事項	
<b>3. 業種区分について</b> . . . . .	<b>P 4</b>
3.1 建設工事	
3.2 測量等	
3.3 物品製造等	
<b>4. 申請書類について</b> . . . . .	<b>P 9</b>
4.1 申請書類一覧	
4.2 申請書類の内容	
4.3 申請書類の送信について	
<b>5. 申請書入力例及び作成要領</b> . . . . .	<b>P15</b>
5.1 契約参加資格者登録申請書（会社情報） ➤ 調達情報メール配信サービスについて	
5.2 契約参加資格者登録申請書（業種情報）	
5.3 連絡者リスト届出書	
5.4 誓約書	
5.5 年間委任状	
5.6 契約参加資格者登録申請受付票	
<b>6. その他の特殊な申請について</b> . . . . .	<b>P29</b>
6.1 外国事業者の申請について	
6.2 新規設立法人等の申請について	
6.3 経常建設共同企業体（経常JV）の申請について	
6.4 事業協同組合の申請について	
6.5 会社更生（民事再生）法適用者の申請について	
<b>7. 業種の追加について</b> . . . . .	<b>P31</b>
<b>8. 登録内容の変更手続きについて</b> . . . . .	<b>P32</b>
<b>9. 合併や分割等について</b> . . . . .	<b>P34</b>
9.1 合併について	
9.2 分割について	
9.3 事業譲渡について	
9.4 会社更生（民事再生）法の適用者について	

# 1. 契約参加資格者登録について

## 1.1 契約参加資格者登録について

2022～2024年度において、弊社が発注する「建設工事」「測量等」「物品製造等」の調達について取引を希望される場合には、あらかじめ「契約参加資格者登録」の申請を行い、「契約参加資格者」として登録を受ける必要があります。

- ※ 契約参加資格者登録は、取引を確約するものではありません。
- ※ 契約参加資格者登録申請においてご提出いただく申請書及び添付書類に記載されている事項については、契約参加資格の認定に使用する以外、申請者に無断で使用することはございません。

なお、会社情報及び弊社との契約実績につきましては、弊社グループ会社間のみで共有させていただきます。

## 1.2 登録の制限

- 弊社ホームページ「調達情報」→「2022～2024年度契約参加資格者登録の申請（随時登録）」→「2.申請にあたっての注意事項」の「登録の制限」及び「契約手続きに係る不正行為等防止約款」を必ずご確認ください。

## 1.3 契約参加資格の有効期間

2022年4月1日から2025年3月31日まで

- 有効期間内に「1.2 登録の制限」の各号のいずれかに該当した者、若しくは申請書に虚偽記載した者、登録を取り下げた者は同一有効期間内に再度申請することはできません。

## 1.4 登録の取消し

- 次のいずれかに該当する場合は、契約参加資格者の登録を取り消す場合があります。
  - ア 登録後、破産、倒産、債務超過した場合
  - イ 登録後、営業停止をした場合
  - ウ 法律に違反した場合
  - エ 契約参加登録を辞退する旨を申し出た場合
  - オ 約款に違反した場合

## 2. 申請について

### 2.1 随時登録

- 随時登録は、定期受付期間中に申請を行わなかった者等を対象に、毎月1回随時に契約参加資格者の登録手続きを行う方法です。
- 申請書類（申請書・添付書類）はメールによるご提出により受付けています。申請書（Excelファイル）及び添付書類（PDFファイル）をメールに添付する形でご提出ください。

### 2.2 随時登録受付期間

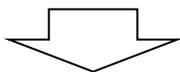
2022年2月16日から2025年2月17日まで

- 毎月15日（15日が休業日の場合は翌営業日）までのご提出分を翌月1日から契約参加資格者として登録するものとします。  
（例）2022年4月16日～2022年5月15日ご提出分 ⇒ 2022年6月1日から登録
- 申請書類に不備不足等がある場合、登録月が繰り下がる場合があります。参加を希望する調達案件に登録が間に合わないことがありますので余裕をもって申請してください。

### 2.3 登録までの流れ

#### (1) 申請マニュアルの確認

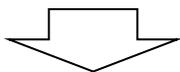
本マニュアルを熟読し、業種区分、申請書類を確認してください。



#### (2) 申請書類の用意

申請書（Excelファイル）及び登録を申請する業種に応じた添付書類（PDFファイル）を用意してください。

紙媒体の添付書類については、PDFファイルにご変換ください。



#### (3) 申請書類のご提出

申請書類が整いましたら、弊社までメールにてご提出ください。

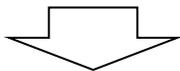


#### (4) 申請書類の審査

毎月15日（15日が休業日の場合は翌営業日）までにご提出いただいた申請書類について、16日以降に書類審査を開始いたします。

※ 申請書類の記載内容について、弊社から問い合わせる場合があります。

※ 入力ミス等の不備については、弊社で訂正を行う場合があります。



#### (5) 審査結果の通知

審査が終わりましたら、審査結果通知書をメールにて送信いたします。（毎月下旬頃）

※ 契約参加資格者として要件を満たした場合は、翌月1日より登録が有効となります。

## 2.4 提出先及びお問い合わせ先

成田国際空港株式会社 財務部門 調達部 調達管理グループ

■ メール提出先

Mail : keiyakusanka@naa.jp

■ お問い合わせ先（電話のみ）

TEL : 0476-34-6395

受付時間：平日10：00～16：00（12：00～13：00を除く）

※ 申請に関する内容は全て本マニュアルに記載しています。お問い合わせの前に必ずマニュアルをご一読ください。

## 2.5 メール送信にあたっての留意事項

- メールに添付する申請書（Excelファイル）及び添付書類（PDFファイル）の容量は合計7MB未満としてください。
- 送信にあたって添付ファイルへのパスワード設定は任意です。
- メールのはじめは「申請\_商号・名称」としてごください。  
（例）申請\_株式会社資格建設
- 各添付ファイルのファイル名については、「4.3 申請書類の送信について」を確認してください。

### 3. 業種区分について

弊社が発注する業種区分は、「建設工事（23業種）」「測量等（7業種）」「物品製造等（43業種）」に大別され、全73業種です。

#### 3.1 建設工事（23業種）

- 弊社が発注する建設工事の業種区分は次のとおりです。
- 各業種区分への登録については、建設業法に定める建設業の許可を有し、経営事項審査を受け、対応する必須業種（建設工事の種類）において総合評定値（P）の通知を受けていることが、当該業種区分への登録条件となります。  
（例えば、「01一般土木工事」に登録する場合、必須業種となる「土木一式」の総合評定値（P）が必要になります。）
- 「11 通信設備工事」「12 通信機器製造・設置・調整工事」については、重複して登録することはできません。申請者が工事専門の場合は「11 通信設備工事」に、メーカーの場合は「12 通信機器製造・設置・調整工事」に登録してください。
- 「15 機械設備工事（地域冷暖房）」「17 機械設備工事（航空機給油設備）」「18 機械設備工事（一般）」については、必須業種のうち「機械器具設置」又は「管」のいずれかに総合評定値（P）が記載されていれば登録することができます。

業種区分		内容	必須業種 (建設工事の種類)
01	一般土木工事	1. 土木工事一式 2. 土木に関する工事で、他の工事種別に属する工事以外の工事（法面処理工事、地盤改良工事、くい打ち工事等） 3. グラウト工事	土木一式
02	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事	しゅんせつ
03	建築工事	1. 建築一式工事（プレハブ建築工事を除く） 2. 建築に関する工事で、他の工事種別に属する工事以外の工事	建築一式
04	プレハブ建築工事	プレハブ建築工事	建築一式
05	一般舗装工事	一般舗装工事（一般舗装）	舗装
06	空港舗装工事	空港舗装工事（基本施設等制限区域内） ※基本施設・・・滑走路、誘導路、エプロン	舗装
07	グルーピング工事	グルーピング工事	土木一式
08	プレストレスト コンクリート工事	プレストレストコンクリート工事及び同類工事	土木一式
09	鋼橋上部工事	1. 鋼橋上部製作工事	鋼構造物

業種区分		内容	必須業種 (建設工事の種類)
		2. 鋼橋桁等架設工事 3. 土木鉄骨工事	
10	建築鉄骨工事	建築鉄骨工事	鋼構造物
11	通信設備工事	通信設備工事 (工事専門)	電気通信
12	通信機器製造・設置・調整工事	通信機器製造・設置・調整工事 (メーカー)	電気通信
13	電気設備工事	電気設備工事	電気
14	受変電設備工事	受変電設備、自家発電設備の製作・設置工事	電気
15	機械設備工事 (地域冷暖房)	地域冷暖房設備工事	機械器具設置又は管
16	機械設備工事 (搬送設備)	搬送設備工事	機械器具設置
17	機械設備工事 (航空機給油設備)	航空機給油設備工事	機械器具設置又は管
18	機械設備工事 (一般)	その他一般機械設備工事	機械器具設置又は管
19	暖冷房衛生設備工事	1. 暖冷房設備工事 2. 空気調和設備工事 3. 給排水設備工事 4. 衛生設備工事 5. さく井工事	管
20	造園工事	造園工事	造園
21	塗装工事	1. 建物、橋梁等構造物の塗装工事 2. その他の一般塗装工事	塗装
80	消防施設工事	消防施設工事	消防施設
81	解体工事	解体工事	解体

### 3.2 測量等（7業種）

- 弊社が発注する測量等の業種区分は次のとおりです。

業種区分		内容
22	測量	一般測量、地図の調整、航空測量用写真撮影
23	土木関係コンサルタント	土木工事に関する設計、監理、調査、企画立案、助言を行う業
24	建築関係コンサルタント	建築工事に関する設計、監理、調査、企画立案、助言を行う業
25	補償コンサルタント	補償関係、土地評価、土地の調査、不動産鑑定、登記手続き等
26	地質調査	地質調査
27	環境調査	環境調査
28	その他調査・設計	上記以外の調査・設計

#### 登録を申請する場合に必要な登録・許可等

- 次の業種区分に登録を申請する場合は、対応する登録・許可等の登録通知書又は登録証明書が添付書類として必要になります。登録証明書等はPDFファイルに変換してご提出ください。

業種区分		必要な登録・許可等
22	測量	測量業者登録
23	土木関係コンサルタント	建設コンサルタント登録
24	建築関係コンサルタント	一級建築士事務所登録
25	補償コンサルタント	補償コンサルタント登録
26	地質調査	地質調査業者登録
27	環境調査	計量証明事業登録等

### 3.3 物品製造等（43業種）

- 弊社が発注する物品製造等の業種区分は次のとおりです。
- 「製造」及び「販売」の業種区分については、申請者がメーカーの場合は「製造」に、申請者がメーカー代理店、卸売業、小売業などの場合は「販売」に申請してください。なお、両者に該当する場合は、「製造」「販売」の両方に申請することも可能です。

業種区分		内容
維持 作業	29	土木関係維持作業 舗装、排水溝、共同溝、汚染管渠等の清掃、除雪、草刈等
	30	設備関係維持作業 各種設備保守、各種機器修理等
製 造	31	電気機械器具 電動機、発電機、配電盤、分電盤、変圧器、電圧調整器、整流器、蓄電器、電気製品、制御機器類
	32	通信機械器具 通信装置及び機器類、無線装置及び機器類
	33	輸送・搬送機械 船舶、車両類、コンベア類、フォークリフト等
	34	精密機械器具 計測器具、光学機械、メーター、測量器具類
	35	その他機械器具 上記以外の機械器具
	36	鉄鋼・金属 鋼管、銅板、条鋼、鋳鉄管、建築材料
	37	電線・ケーブル 各種ケーブル、裸線、プラスチック線、被服線等
	38	燃料類 電気、ガス、ガソリン、重油、軽油、灯油、その他燃料
	39	建設材料 砕石、砂利、化学工業品、合成樹脂、ゴム製品、セメント
	40	皮革、繊維 皮革類、織物類、衣料品
	41	家具・什器 家具類、什器類、オフィス家具
	42	事務機器・事務用品 OA機器、事務用機器、事務用品
	43	百貨店 百貨店
	44	書籍 書籍、刊行物、電子出版物、その他出版物
	45	印刷 印刷、製本、フォーム印刷、筆耕
	46	写真・撮影器材 各種写真、映像物、撮影器材、撮影用品
	47	食料品 弁当、飲料水、その他食品
	48	その他製造 上記以外の製造
販 売	49	電気機械器具 電動機、発電機、配電盤、分電盤、変圧器、電圧調整器、整流器、蓄電器、電気製品、制御機器類
	50	通信機械器具 通信装置及び機器類、無線装置及び機器類
	51	輸送・搬送機械 船舶、車両類、コンベア類、フォークリフト等
	52	精密機械器具 計測器具、光学機械、メーター、測量器具類
	53	その他機械器具 上記以外の機械器具
	54	鉄鋼・金属 鋼管、銅板、条鋼、鋳鉄管、建築材料

業種区分		内容	
販売	55	電線・ケーブル	各種ケーブル、裸線、プラスチック線、被服線等
	56	燃料類	電気、ガス、ガソリン、重油、軽油、灯油、その他燃料
	57	建設材料	砕石、砂利、化学工業品、合成樹脂、ゴム製品、セメント
	58	皮革、繊維	皮革類、織物類、衣料品
	59	家具・什器	家具類、什器類、オフィス家具
	60	事務機器・事務用品	OA機器、事務用機器、事務用品
	61	百貨店	百貨店
	62	書籍	書籍、刊行物、電子出版物、その他出版物
	63	印刷	印刷、製本、フォーム印刷、筆耕
	64	写真・撮影器材	各種写真、映像物、撮影器材、撮影用品
	65	食料品	弁当、飲料水、その他食品
	66	その他販売	上記以外の販売
借上げ・役務	67	警備業	建物等の警備、身辺警護、その他警備
	68	借上げ	車両、事務機器、植栽等、会議場等
	69	広告等の業	広告、パンフレット製作、情報誌の発行
	70	その他役務	ソフト開発、データ入力、清掃、イベント業、映像制作、産業廃棄物処理等
買受	71	買受	古紙、鉄くず、廃材、車両、美術工芸品

#### 登録を申請する場合に必要な登録・許可等

- 次の業種区分に登録を申請する場合は、対応する登録・許可等の認定証、許可証等が添付書類として必要になります。許可証等はPDFファイルに変換してご提出ください。

業種区分		必要な登録・許可等
67	警備業	警備業（認定証）
70	その他役務 ※産業廃棄物処理等を請負う場合のみ	産業廃棄物処分業許可等
71	買受	古物商又は産業廃棄物処分業許可等

## 4. 申請書類について

### 4.1 申請書類一覧

- ○印は提出が必須の書類、△印は必要に応じて提出する書類です。

No.	書類名	様式	建設 工事	測量 等	物品 製造 等
申請書（Excelファイル） ※弊社ホームページからダウンロードしてください。					
1	契約参加資格者登録申請書（会社情報）	様式1		○	
2	契約参加資格者登録申請書（業種情報）	様式2		○	
3	連絡者リスト届出書	様式3		○	
4	誓約書	様式4		○	
5	年間委任状	様式5		△	
			様式1 申請書（会社情報） に受任者情報が入力された場合のみ、年間委任状の提出があったものとして取り扱います。		
6	受付票	様式6		○	
添付書類（PDFファイル） ※紙媒体の書類はPDFに変換してください。					
7	履歴事項全部証明書 ※個人の場合は、市町村長発行の身分証明書	—		△	
			様式1 申請書（会社情報） にインボイス登録番号の入力がある場合は <b>提出不要</b>		
8	印鑑証明書	—		△	
			様式1 申請書（会社情報） に電子契約サービス企業ID、 利用者IDの入力がある場合は <b>提出不要</b>		
9	財務諸表	—		○	
10	納税証明書その3の3 ※個人の場合は、納税証明書その3の2	—		○	
11	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書	—	○		
12	登録証明書等	—		△	△

## 4.2 申請書類の内容

- 申請日は、申請書類のメール送信日になります。
- 申請書の作成方法は、「5. 申請書入力例及び作成要領」で確認してください。

No.	書類名	建設工事	測量等	物品製造等	摘要
申請書（Excelファイル） ※弊社ホームページからダウンロードしてください。					
1	契約参加資格者登録申請書（会社情報） （様式1）		○		<ul style="list-style-type: none"> <li>• Excelファイルにより提出していただきます。（押印不要）</li> <li>• 作成方法は、「5. 申請書入力例及び作成要領」で確認してください。</li> </ul>
2	契約参加資格者登録申請書（業種情報） （様式2）		○		
3	連絡者リスト届出書 （様式3）		○		
4	誓約書 （様式4）		○		<ul style="list-style-type: none"> <li>• Excelファイルにより提出していただきます。（押印不要）</li> <li>• 記載内容は、申請書（会社情報）の入力内容が反映されます。</li> </ul>
5	年間委任状 （様式5）		△		<ul style="list-style-type: none"> <li>• Excelファイルにより提出していただきます。（押印不要）</li> <li>• <b>申請書（会社情報）に受任者情報が入力された場合のみ、年間委任状（様式5）が提出されたものとして取り扱います。</b></li> <li>• 記載内容は、申請書（会社情報）の入力内容が反映されます。</li> </ul> <p>※年間委任状による委任期間は、資格の有効期間と同一とします。（2025年3月31日まで）</p>
6	契約参加資格者登録申請受付票 （様式6）		○		<ul style="list-style-type: none"> <li>• Excelファイルにより提出していただきます。</li> <li>• 記載内容は、申請書（会社情報）の入力内容が反映されます。</li> <li>• 審査終了後、契約参加資格者として要件を満たした場合には、契約参加資格者登録申請受付票をメールにて返信いたします。</li> </ul>

No.	書類名	建設工事	測量等	物品製造等	摘要
添付書類（PDFファイル） ※紙媒体の書類はPDFに変換してください。					
7	履歴事項全部証明書 ※個人の場合は、市町村長発行の身分証明書		△		<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書（会社情報）にインボイス登録番号を入力する場合、提出は不要です。</li> </ul> ※発行日は申請日から3ヶ月以内のものに限ります。
8	印鑑証明書		△		<ul style="list-style-type: none"> <li>電子契約サービス「CESTRUST-Light」を利用中の場合で、申請書（会社情報）に企業ID、利用者IDを入力する場合、提出は不要です。</li> </ul> ※発行日は申請日から3ヶ月以内のものに限ります。
9	財務諸表 （直近1期分）		○		<p>【法人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請日直前で確定申告を終えた営業年度に関する財務諸表（貸借対照表・損益計算書など）を提出してください。</li> <li>財務諸表について消費税の会計処理（税抜処理・税込処理）がわかる注記書類を提出してください。（財務諸表に消費税の会計処理を直接「税抜」又は「税込」と記載していただいても構いません。）</li> </ul> <p>※連結財務諸表は受け付けられません。必ず申請者単体の財務諸表を提出してください。</p> <p>【個人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請日直前で確定申告を終えた所得税確定申告書及び申告決算書（青色申告決算書又は収支内訳書）の控えを提出してください。</li> </ul>
10	納税証明書その3の3 ※個人の場合は、納税証明書その3の2		○		<p>【法人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>税務署発行の納税証明書（その3の3） ⇒法人税、消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明書</li> </ul> <p>【個人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>税務署発行の納税証明書（その3の2） ⇒申告所得税、消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明書</li> </ul> <p>※電子納税証明書（PDF形式）を添付する場合はオリジナルデータを添付してください。</p> <p>※消費税及び地方消費税の免税事業者についても納税証明書が発行されますので必ず提出してください。</p>

No.	書類名	建設工事	測量等	物品製造等	摘要				
					<p>※新規で設立した法人及び個人事業主も提出が必要になります。</p> <p>※納期限が未到来で、支払いが終わっていない場合、納税証明書本文に但し書きがつくことがあります。その場合、審査窓口の判断により内容を確認することがあります。</p> <p>※発行日は申請日から3ヶ月以内のものに限ります。</p> <p>※新型コロナウイルス感染症の影響等による猶予制度の適用を受けた方は、新型コロナウイルス感染症の影響等によることが明記された「納税の猶予許可通知書」又は「納税証明書（その1）」を提出することで申請可能となります。</p>				
11	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書	○			<p>・申請日の直近に受けた通知書を提出してください。</p> <p>※発行者の印がある通知書を提出してください。</p> <p>※申請日において通知書記載の審査基準日(決算日)から1年7ヶ月を経過していないものに限ります。</p> <p>※雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも加入又は適用除外となっているものに限ります。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が未加入であった後に当該未加入の保険について加入となった場合は以下の書類を、適用除外となった場合はその根拠を示す資料(様式自由)をあわせて提出してください。</p> <table border="1" data-bbox="810 1272 1401 1659"> <tr> <td data-bbox="810 1272 965 1480">雇用保険</td> <td data-bbox="965 1272 1401 1480">           労働保険概算・確定保険料申告書(事業主控え及び申請日の直近に支払った労働保険料(雇用保険料)の領収書            ※最近加入した事業者で納入実績がない場合は、雇用保険適用事業所設置届(事業主控え)など         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="810 1480 965 1659">健康保険及び厚生年金保険</td> <td data-bbox="965 1480 1401 1659">           申請日の直近に支払った保険料の領収書            ※最近加入した事業者で納入実績がない場合は、健康保険・厚生年金保険新規適用届(事業主控え)など         </td> </tr> </table> <p>雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務があるにもかかわらず未加入の場合は、建設工事への申請・登録はできません。</p>	雇用保険	労働保険概算・確定保険料申告書(事業主控え及び申請日の直近に支払った労働保険料(雇用保険料)の領収書 ※最近加入した事業者で納入実績がない場合は、雇用保険適用事業所設置届(事業主控え)など	健康保険及び厚生年金保険	申請日の直近に支払った保険料の領収書 ※最近加入した事業者で納入実績がない場合は、健康保険・厚生年金保険新規適用届(事業主控え)など
雇用保険	労働保険概算・確定保険料申告書(事業主控え及び申請日の直近に支払った労働保険料(雇用保険料)の領収書 ※最近加入した事業者で納入実績がない場合は、雇用保険適用事業所設置届(事業主控え)など								
健康保険及び厚生年金保険	申請日の直近に支払った保険料の領収書 ※最近加入した事業者で納入実績がない場合は、健康保険・厚生年金保険新規適用届(事業主控え)など								

No.	書類名	建設工事	測量等	物品製造等	摘要
12	登録証明書等		△	△	<p>・下表に記載する業種区分に登録を申請する場合は、対応する登録・許可等の登録通知書（又は登録証明書）、認定証、許可証等を提出してください。</p> <p>※登録・許可等に有効期間があるものについては、有効期間内のものを提出してください。</p>

### 登録を申請する場合に必要な登録・許可等

業種区分		必要な登録・許可等
22	測量	測量業者登録
23	土木関係コンサルタント	建設コンサルタント登録
24	建築関係コンサルタント	一級建築士事務所登録
25	補償コンサルタント	補償コンサルタント登録
26	地質調査	地質調査業者登録
27	環境調査	計量証明事業登録等
67	警備業	警備業（認定証）
70	その他役務 ※産業廃棄物処理等を請負う場合のみ	産業廃棄物処分業許可等
71	買受	古物商又は産業廃棄物処分業許可等

### 4.3 申請書類の送信について

- メールに添付する申請書（Excelファイル）及び添付書類（PDFファイル）の容量は合計7MB未満としてください。
- 送信にあたって添付ファイルへのパスワード設定は任意です。
- メールのはじめの件名は「申請\_商号・名称」としてください。  
（例）申請\_株式会社資格建設
- 各添付ファイルのファイル名については、次のとおりとしてください。

No.	書類名	ファイル名
申請書（Excelファイル）		
1	契約参加資格者登録申請書（会社情報）	申請書_商号・名称 （例）申請書_株式会社資格建設
2	契約参加資格者登録申請書（業種情報）	
3	連絡者リスト届出書	
4	誓約書	
5	年間委任状	
6	受付票	
添付書類（PDFファイル） ※紙媒体の書類はPDFに変換してください。		
7	履歴事項全部証明書 ※個人の場合は、市町村長発行の身分証明書	履歴事項全部証明書_商号・名称 身分証明書_商号・名称
8	印鑑証明書	印鑑証明書_商号・名称
9	財務諸表	財務諸表_商号・名称
10	納税証明書その3の3 ※個人の場合は、納税証明書その3の2	納税証明書_商号・名称
11	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書	経審_商号・名称
12	登録証明書等	登録証明書の名称_商号・名称 （例）測量業者登録_株式会社資格建設

## 5. 申請書入力例及び作成要領

- ※ 申請書類の記載内容について、弊社から問い合わせる場合があります。
- ※ 申請書の入力ミス等の不備については、弊社で訂正を行う場合があります。

### 5.1 契約参加資格者登録申請書（会社情報）-様式1

- 契約参加資格者登録申請書は、入力例及び作成要領に従い入力してください。

【入力例】

(様式1)		契約参加資格者登録申請書（会社情報）		9999
申請日 必須 2022年12月10日				株式会社資格建設
01 業者コード	必須	9999 (4桁)	◆初めて登録する方、業者コードが不明な方は、空欄のままにしてください。	
02 商号又は名称 (フリガナ)	必須	シカクセツ		
03 商号又は名称	必須	株式会社資格建設	◆「株式会社」等の法人の種類については、略さず入力してください。	
04 選給請求書発行事業者登録番号 (インボイス登録番号) 必須※		T 1234567890123 (13桁)	◆インボイス登録番号がない場合、履歴事項全部証明書(PDF)の提出が必要です。	
05 電子契約サービス「CECTRUST-Light」企業ID		C 11111 (5桁)	◆電子契約サービス「CECTRUST-Light」を利用中の場合は、企業ID及び弊社との契約で利用	
06 // 利用者ID		U 111111 (6桁)	する利用者IDを入力してください。	
07 申請担当者氏名	必須	千葉 大輔	◆企業ID・利用者IDの入力がある場合、捺印書類のうち印鑑証明書(PDF)の提出を省略できます。	
08 申請担当者電話番号	必須	043 - 000 - 0010	◆行政書士事務所等が代理申請する場合であっても、申請書における担当者の情報を入力	
09 申請担当者メールアドレス	必須	j-shikaku @ shikaku.jp	してください。	
10 代表者役職	必須	代表取締役		
11 代表者氏名	必須	資格 太郎		
12 本社(店)電話番号	必須	043 - 000 - 0000		
13 本社(店)郵便番号	必須	282 - 0000		
14 本社(店)住所	必須	千葉県千葉市資格町五丁目5番5号	◆地番は略さず登記情報のとおり入力してください。五丁目5番5号…○、5-5-5…×	
15 ホームページURL		<a href="https://www.shukaku.jp">https://www.shukaku.jp</a>	◆ホームページをお持ちの場合はURLを入力してください。	
16 外資状況	必須	外資なし		
17 受任者所属・役職		成田支店 支店長	◆見積・契約締結等を代表者名で行う場合、受任者に関する情報(17~21)の入力は不要です。	
18 受任者氏名		成田 一郎	◆本社が遠隔地にある場合等で、資格の有効期間内における見積・契約締結等の権限を	
19 受任者電話番号		0476 - 00 - 0000	代理人(受任者)に委任する場合のみ、受任者情報(17~21)を入力してください。	
20 受任者郵便番号		282 - 0000	(例) 受任者：代表取締役社長(大阪本社)、代理人(受任者)：千葉支店長	
21 受任者住所		千葉県成田空港内七丁目7番7号	◆受任者情報を入力した場合のみ、年間委任状(様式5)が提出されたものといたします。	
22 営業年数	必須	40年	◆前年から申請日までの営業年数(1年未満切り捨て)を入力してください。	
23 純資産合計	必須	30,000千円	◆貸借対照表の純資産合計を千円単位(千円未満切り捨て)で入力してください。	
24 流動資産	必須	100,000千円	◆貸借対照表の流動資産を千円単位(千円未満切り捨て)で入力してください。	
25 流動負債	必須	80,000千円	◆貸借対照表の流動負債を千円単位(千円未満切り捨て)で入力してください。	
26 設備の額	必須	33,000千円	◆貸借対照表の有形固定資産のうち、機械装置、車両運搬具、構築物、工具・器具・備品、リース	
			資産、建設仮勘定の減価償却後の合計額を千円単位(千円未満切り捨て)で入力してください。	
27 総職員数	必須	100人	◆申請日時点の常勤役員数を入力してください。	
28 総職員数のうち建設工事職員数		30人	◆建設工事の業種に申請する場合は入力してください。	
29 総職員数のうち測量等技術職員数		22人	◆測量等の業種に申請する場合は入力してください。	
30 メール配信サービス登録メールアドレス ①	必須	keiyaku-01 @ shikaku.jp	◆登録業種に関する弊社競選情報メールにて提供します。「競選情報メール配信サービス	
// ②		keiyaku-02 @ shikaku.jp	利用規約(マニュアルP19~)に同意の上、アドレスを1つ以上3つまでご登録ください。	
// ③		@		
31 特記事項				

### 【解説】

項目	作成要領
01 業者コード	<ul style="list-style-type: none"> <li>業者コードを入力してください。</li> </ul> <p>※初めて登録する方、業者コードが不明な方は、空欄のままにしてください。</p>
02 商号又は名称 (フリガナ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>フリガナは半角、大文字で入力し、「・」等の記号は入力しないでください。</li> </ul> <p>例：(株)東京・建設 → フリガナ(半角) トウキョウケンセツ</p> <p>商号又は名称 株式会社東京・建設</p>
03 商号又は名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>「株式会社」等の法人の種類については、略さず入力してください。</li> </ul> <p>例：○…株式会社東京・建設 ×…(株)東京・建設</p>

項目	作成要領
04 適格請求書発行事業者登録番号 (インボイス登録番号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>適格請求書発行事業者登録番号(インボイス登録番号)を入力してください。</li> <li>※適格請求書発行事業者登録番号(インボイス登録番号)がない方は、空欄のままにしてください。</li> <li>※適格請求書発行事業者登録番号(インボイス登録番号)がない方は、添付書類として履歴事項全部証明書(PDF)の提出が必要です。</li> </ul>
05 電子契約サービス「CESTRUST-Light」 企業ID 06 // 利用者ID	<ul style="list-style-type: none"> <li>電子契約サービス「CESTRUST-Light」を利用中の場合は、企業ID及び弊社との契約で利用する利用者IDを入力してください。</li> <li>※企業ID・利用者IDの入力がある場合、添付書類のうち印鑑証明書(PDF)の提出を省略できます。</li> </ul>
07 申請担当者氏名 08 申請担当者電話番号 09 申請担当者メールアドレス	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約参加資格者登録の申請を担当される方を入力してください。</li> <li>氏名の姓と名の間は1文字分あけて入力してください。</li> <li>※行政書士事務所等が代理申請する場合であっても、申請者における担当者を入力してください。なお、不備不足等があった場合は行政書士事務所等へ問い合わせる場合もありますので、申請事務を担当した方の連絡先を申請時のメール本文に記載してください。</li> </ul>
10 代表者役職 11 代表者氏名	<ul style="list-style-type: none"> <li>代表者の役職・氏名を入力してください。</li> <li>氏名の姓と名の間は1文字分あけて入力してください。</li> <li>個人の場合の役職は、「代表者」と入力してください。</li> </ul>
12 本社(店)電話番号	<ul style="list-style-type: none"> <li>本社の代表番号を入力してください。</li> </ul>
13 本社(店)郵便番号 14 本社(店)住所	<ul style="list-style-type: none"> <li>本社の郵便番号、住所を入力してください。</li> <li>住所は略さず登記情報のとおり入力してください。 例：○…五丁目5番5号→ ×…5-5-5</li> </ul>
15 ホームページURL	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請者においてホームページをお持ちの場合はURLを入力してください。</li> </ul>
16 外資状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>外資状況について、該当するものを選択してください。</li> <li>※外資がない場合は「外資なし」を選択してください。</li> </ul>
17 受任者所属・役職 18 受任者氏名 19 受任者電話番号 20 受任者郵便番号 21 受任者住所	<ul style="list-style-type: none"> <li>見積・契約締結等について代表者名で行う場合、入力は不要です。</li> <li>本社が遠隔地にある場合等で、資格の有効期間内における見積・契約締結等の権限を代理人(受任者)に委任する場合は、受任者情報を入力してください。 例：委任者 … 代表取締役社長(大阪本社) 代理人(受任者)… 千葉支店長</li> </ul>
22 営業年数	<ul style="list-style-type: none"> <li>創業から申請日までの営業年数(1年未満切り捨て)を入力してください。</li> </ul>
23 純資産合計	<ul style="list-style-type: none"> <li>金額は千円単位(千円未満切捨て)で入力してください。</li> <li>【法人の場合】</li> <li>貸借対照表の純資産合計を入力してください。</li> <li>※純資産合計=資産-負債</li> </ul>

項目	作成要領
	<p><b>【個人の場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>青色申告の場合…青色申告決算書の貸借対照表（資産負債調）を確認して次の式で自己資本額を入力してください。</li> </ul> <p>※自己資本額＝（事業主借＋元入金＋青色申告特別控除前の所得金額）－事業主貸</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>白色申告の場合…自己資本額は「0」を入力してください。</li> </ul>
24 流動資産 25 流動負債	<ul style="list-style-type: none"> <li>金額は千円単位（千円未満切捨て）で入力してください。</li> <li>貸借対照表の流動資産及び流動負債を入力してください。</li> <li>個人で白色申告の場合は「0」を入力してください。</li> </ul>
26 設備の額	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸借対照表の「有形固定資産」のうち、機械装置、車両運搬具、構築物、工具・器具・備品、リース資産、建設仮勘定の減価償却後の合計額を千円単位（千円未満切り捨て）で入力してください。</li> </ul>
27 総職員数	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請日において、役員を含む常勤役職員数を入力してください。（パート・アルバイトは除く）</li> </ul>
28 総職員数のうち建設工事職員数	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設工事に申請する場合は、総職員数のうち建設工事に従事する常勤役員を含む常勤役職員数を入力してください。（パート・アルバイトは除く）</li> </ul>
29 総職員数のうち測量等技術職員数	<ul style="list-style-type: none"> <li>測量等に申請する場合は、総職員数のうち測量等の業種区分に従事する常勤役員を含む技術職員数を入力してください。（パート・アルバイトは除く）</li> </ul>
30 メール配信サービス登録メールアドレス	<ul style="list-style-type: none"> <li>調達情報メール配信サービスを提供しています。「調達情報メール配信サービスご利用規約」に同意のうえ、<u>メールアドレスを1つ以上入力してください。</u>アドレスは3つまで登録可能です。</li> <li>弊社の公募する競争契約へ応募する際は、<u>調達情報メール配信サービスに登録しているメールアドレスが必要となります。</u></li> </ul> <p>※「09 申請担当者メールアドレス」に配信を希望する場合は、「09 申請担当者メールアドレス」で入力したメールアドレスを再度入力してください。</p> <p>※詳細は、次ページの「調達情報メール配信サービスについて」を確認してください。</p> <p>※登録メールアドレスの変更及び削除（メール配信の停止）については、次ページの「登録メールアドレスの変更方法」の手順に沿って行ってください。</p>
31 特記事項	<p>※「6. その他の特殊な申請について」など、申請状況により入力が必要な場合もありますが、それ以外は空欄のままにしてください。</p>

## 調達情報メール配信サービスについて

弊社の「建設工事」「測量等」「物品製造等」の調達は、「公募型競争」「一般競争」「企画競争」の3種類の方法により行っています。これらの情報は、弊社ホームページの調達情報に掲載しています。

調達情報メール配信サービスとは、メールアドレスをあらかじめご登録いただくことで、登録済み業種の調達情報を契約参加資格者にメール配信するサービスです。また、弊社の公募する競争契約へ応募する際に、本メール配信サービスにてご登録いただいたメールアドレスからご提出いただいた応募資料のみ受領することといたしますので、必ず本サービスへご登録いただきますようお願いいたします。

本サービスを利用することで、配信されたメールから、弊社ホームページにアクセスでき、応募条件を含む調達情報の詳細を確認することができます。

本サービスへのメールアドレスの登録方法につきましては、次ページの「調達情報メール配信サービスご利用規約」に同意のうえ、メールアドレスを申請書「30 メール配信サービス登録メールアドレス」に入力してください。メールアドレスは、3つまで登録可能です。

※ 契約参加資格者の登録月から資格の有効期限までメール配信されます。

※ 登録済み業種の調達情報がホームページに掲載された日にメール配信されます。

※ 弊社では、安全な通信を行うためにベリサイン社のSSL(Secure Socket Layer)にて、通信を暗号化しています。

## 登録メールアドレスの変更方法

- 登録メールアドレスは、弊社ホームページの調達情報「メール配信サービス」より変更・削除が可能です。異動等の際は変更をお願いします。
- 登録メールアドレスの変更・削除は、資格の有効期間内(登録月～2025年3月31日)に行ってください。

- ① 弊社ホームページの調達情報「メール配信サービス」をクリックしてください。



- ② 返却された契約参加資格者登録申請受付票に記載されている「業者コード」「初期パスワード」(既にパスワードを変更している場合は、変更後のパスワード)を入力して、「ログイン」ボタンをクリックしてください。



- ③ メールアドレスを変更してください。メール配信を停止する場合は、メールアドレスをすべて空欄にしてください。(パスワードの変更も可能です)最後に「保存」ボタンをクリックしてください。

※ 登録完了後、「メールアドレス・パスワードの変更登録を完了しました。確認メールを送付しました。」のメッセージが出て、登録したメールアドレスに確認メールが届きます。

## 調達情報メール配信サービスご利用規約

### 1. 「調達情報メール配信サービス」の定義

本サービスは、利用者に対して、成田国際空港株式会社がインターネットを介して、成田国際空港株式会社の発注する工事等の公募型競争、一般競争及び企画競争案件の発注情報をメール配信するサービスです。また、成田国際空港株式会社の公募する競争契約へ応募する際に使用するメールアドレスの確認としても利用されます。本サービスは無料でご利用いただけます。

### 2. サービスの利用条件

本サービスを利用するには、以下の条件が必要となります。

- (1) 本規約に同意すること
- (2) メールアドレスの登録を申請し、契約参加資格者登録を受けること
- (3) メールを受信可能なメールアドレスを所持していること

### 3. メール配信内容

本サービスでは、以下の発注情報を登録いただいたメールアドレスに配信します。

- ・成田国際空港株式会社の発注する工事等の公募型競争、一般競争及び企画競争案件の発注情報

### 4. 利用対象者

成田国際空港株式会社の契約参加資格者登録をされている方

### 5. 利用者情報の登録及び変更

- (1) 利用者情報の登録は、1利用者につき、3つのメールアドレスの登録を行うことができます。
- (2) 利用者は、利用者情報に変更が生じた場合は、直ちにメールアドレスの変更を利用者端末から行うものとします。

### 6. 利用者情報の取り扱い

利用者が利用者情報の登録または本サービスを利用する過程において成田国際空港株式会社が知り得た利用者情報については、既に公開されている情報を除き、原則公開しません。

### 7. サービス利用廃止

- (1) 利用者が本サービスの利用廃止を希望する場合には、利用者端末から廃止の手続きをしていただきます。
- (2) 利用者がメールアドレスの覚え違い等、その他利用者に帰すべき原因により、本サービスの利用廃止ができない場合、成田国際空港株式会社がサービス利用の廃止のために対応する義務はないものとします。

### 8. サービス提供の停止及び変更

- (1) 成田国際空港株式会社は、利用者には通知することなく、サーバーメンテナンス等により、一時的に本サービスの提供を停止することがあります。
- (2) 成田国際空港株式会社は、利用者が上記4の資格参加登録の認定が取り消されたとき、登録事項に虚偽があるとき、本サービスの運営を妨害したとき、又はその他本規約に違反する行為があったときは、利用者には通知することなく本サービスの提供を停止することができるものとします。
- (3) 成田国際空港株式会社は、上記(1)、(2)及びその他事由による本サービスの提供の遅延または中断やメールが配信されないトラブルにより、受注機会の喪失など利用者及び第三者が被った損害について一切の責任を負わないものとします。
- (4) 成田国際空港株式会社は、利用者には事前に通知することなく、本サービス内容の変更又は廃止することがあります。

### 9. 利用者の義務等

- (1) 利用者は、本サービスを利用してなされた一切の行為及びその結果について、利用者において一切の責任を負うものとします。
- (2) 利用者は、本サービスを利用する際には毎回本規約を確認する義務を負うものとします。
- (3) 利用者は、本サービスを通じて得た情報について、自らの判断と責任において利用するものとし、その結果、自らまたは他社に損害が生じた場合には、自らの責任において解決するものとします。

### 10. メールの到着の範囲

本サービスに係る利用者へのメールの配信については、利用者のメールアドレスを管理するサーバーにメールが到着したことをもって、完了したものとみなします。

### 11. 利用者への連絡事項等

本サービスに係る利用者への連絡事項等は、ホームページ上での掲示、メール又は成田国際空港株式会社が適当と認める方法で行うものとします。

## 12. 知的所有権等

- (1) 本サービスに係るコンテンツの内容等すべてについて、知的所有権等すべての権利は成田国際空港株式会社に帰属するものとします。
- (2) 利用者は、本サービスを通じて取得したデータ等すべての内容について著作権法で認められた私的利用範囲を超える複製、転写等を行うことができません。
- (3) 利用者は、上記(2)の行為を他社に行わせることはできません。

## 13. 本規約の変更

- (1) 成田国際空港株式会社は、事前に利用者の了承を得ることなく本規約を変更することがあります。
- (2) 本規約の内容変更後は、変更後の内容のみを有効とし、ホームページ上に掲示した時から効力が発生し、規約変更前に本サービスに登録した利用者に対しても、その利用者の承諾なしで適用されるものとします。

## 14. 使用機器等

利用者は、本サービスの利用に必要な利用者端末及びソフトウェア等をすべて自らの費用と責任で準備するものとします。また、すべて自らの費用と責任で任意の電気通信サービスを經由して本サービスを利用するものとします。

## 15. 免責

- (1) 成田国際空港株式会社は、本サービスを介した情報により発生あるいは誘発された損害、情報の利用により得た成果についての責任を負わないものとします。
- (2) 本サービスの提供に当たり、通信の性質上、利用者情報等の漏洩の危険性があることを利用者はあらかじめ承諾するものとします。
- (3) インターネット等通信経路において、盗聴等により本サービスで使用する個人情報漏洩し利用者及び第三者に不利益、損害等が生じた場合について、成田国際空港株式会社は責任を負わないものとします。
- (4) 個人情報のメールアドレスが正しく登録または変更されていない等の事由により、メールの配信が不能となり、利用者または第三者に不利益または損害が生じた場合について、成田国際空港株式会社は責任を負わないものとします。
- (5) 成田国際空港株式会社は、本サービスの配信システムの障害等によるメールの遅配、未配及びそれ以外のいかなる原因に基づき生じた損害を賠償する義務を負わないものとします。
- (6) 利用者は、本サービスのシステム構成上、一度配信されたメールが再度配信される場合があることをあらかじめ承認することとします。

## 16. 準拠法

本規約は、効力・解釈及び履行を含む全ての事項について、日本国の法令に準拠するものとします。

## 17. 管轄裁判所

本規約に起因するすべての訴えの管轄は、千葉地方裁判所とします。

## 18. その他

本規約は、2014年4月1日に遡って有効とします。

## 5.2 契約参加資格者登録申請書（業種情報）-様式2

- 建設工事に申請する場合は、財務諸表及び経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を基に入力してください。
- 測量等・物品製造等に申請する場合は、財務諸表を基に必要な事項を入力してください。

【入力例】

(様式2)		契約参加資格者登録申請書（業種情報）				9999	
申請日 2022年12月10日						株式会社資格建設	
契約参加資格業種区分 申請する業種に○ ↓	業種区分	直前2年度の実績高 (取扱き、単位千円)		経営必須業種 ・ 必要な登録・許可等	経営必須業種 総合評定値(P)	取扱い品目1	取扱い品目2
		2020年4月から 2021年3月まで	2021年4月から 2022年3月まで				
		2020年4月	2021年3月				
建設工事	○ 01 一般土木工事	100,000	120,000	土木一式	800		
	○ 02 しゅんせつ工事			しゅんせつ			
	○ 03 建築工事	50,000	60,000	建築一式	600		
	○ 04 プレハブ建築工事	0	0	建築一式	600		
	○ 05 一般舗装工事			舗装			
	○ 06 空港舗装工事			舗装			
	○ 07 グルーピング工事			土木一式			
	○ 08 プレストレストコンクリート工事	0	0	土木一式	800		
	○ 09 鋼橋上部工事			鋼橋造物			
	○ 10 建築鉄骨工事			鋼橋造物			
	○ 11 通信機器製造・設置・調整工事	250,000	200,000	電気通信	700	申請者が工事専門の場合は「11通信設備工事」は、メーカーの場合は「12通信機器製造・設置・調整工事」に併録してください。	
	○ 13 電気設備工事			電気			
	○ 14 受変電設備工事			電気			
	○ 15 機械設備工事（地域冷暖房）			機械器具設置又は管			
	○ 16 機械設備工事（搬送設備）			機械器具設置			
	○ 17 機械設備工事（航空機給油設備）			機械器具設置又は管			
	○ 18 機械設備工事（一般）	60,000	140,000	機械器具設置又は管	600		
	○ 19 暖冷房衛生設備工事			管			
	○ 20 造園工事			造園			
	○ 21 塗装工事			塗装			
	○ 80 消防施設工事			消防施設			
○ 81 解体工事			解体				
測量等	○ 22 測量	50,000	50,000	測量業者登録			
	○ 23 土木関係コンサルタント	30,000	10,000	建設コンサルタント登録			
	○ 24 建築関係コンサルタント			一級建築士事務所登録			
	○ 25 補償コンサルタント			補償コンサルタント登録			
	○ 26 地質調査			地質調査業者登録			
	○ 27 環境調査			計量証明事業登録等			
	○ 57 建設材料	1,000	1,000				
○ 58 皮革・繊維							
○ 59 家具・什器							
○ 60 事務機器・事務用品							
○ 61 百貨店							
○ 62 書籍							
○ 63 印刷							
○ 64 写真・撮影器材							
○ 65 食料品							
○ 66 その他販売							
役務	○ 67 警備業			警備業認定証			
	○ 68 借上げ						
	○ 69 広告等の業						
	○ 70 その他役務	6,000	14,000	産廃処分等を請負う場合は産業廃棄物処分業許可等	502運送業 801鉄くず		
買受	○ 71 買受	0	0	古物商又は産業廃棄物処分業許可			
	申請業種実績高の合計		550,000	600,000	売上高全体を超えない額としてください。		
売上高全体		550,000	600,000	損益計算書の売上高（会計処理が税込みの場合は消費税を除いた額）を千円単位（千円未満切り捨て）で入力してください。			

### 【解説】

項目	作成要領
① 直前2年度の実績高	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録を申請する業種区分には、申請業種の欄に○を入力の上、直前年度分及び直前々年度分の申請業種の実績高（売上高）を入力してください。</li> <li>実績高は、消費税を含まない金額を千円単位（千円未満切捨て）で入力してください。</li> <li>実績がない業種を申請する場合、実績高は「0」を入力してください。</li> </ul> <p>※決算期変更等により12ヶ月に満たない場合でも1営業年度とします。</p> <p>※<b>実績高には、申請業種ごとの金額を入力しますが、「申請業種実績高の合計」が「売上高（全体）」を超えない範囲で入力してください。</b></p>

項目	作成要領
② 経審必須業種・ 総合評定値 (P)	<p>・登録を申請する建設工事の業種区分には、「申請業種」の欄に○を入力の上、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書から対応する必須業種の総合評定値 (P) を入力してください。</p> <p><b>※必須業種の総合評定値 (P) がない場合は、対応する業種区分への登録はできません。</b></p> <p>※「08 プレストレストコンクリート工事」の総合評定値 (P) は、「土木一式」の総合評定値 (P) を入力してください。</p> <p>※「11 通信設備工事」「12 通信機器製造・設置・調整工事」については、重複して登録することはできません。申請者が工事専門の場合は「11 通信設備工事」に、メーカーの場合は「12 通信機器製造・設置調整工事」に登録してください。</p> <p>※「15 機械設備工事（地域冷暖房）」「17 機械設備工事（航空機給油設備）」「18 機械設備工事（一般）」については、対応する必須業種のうち「機械器具設置」又は「管」のいずれかに総合評定値 (P) が記載されていれば登録することができます。「機械器具設置」「管」の両方に総合評定値 (P) がある場合は、総合評定値 (P) が高い方を入力してください。</p>
③ 取扱い品目	<p>・「30 設備関係維持作業」「35 その他機械器具（製造）」「47 食料品（製造）」「48 その他製造」「53 その他機械器具（販売）」「65 食料品（販売）」「66 その他販売」「68 借上げ」「69 広告等の業」「70 その他役務」「71 買受」を申請する場合は、次ページの「業種・品目一覧」から、申請者が取り扱う業種・品目で該当するコードを選択してください。</p> <p>※取扱い品目は業種を限定するものではありません。あくまでも参考情報として入力していただいています。</p> <p><b>※申請する業種区分ごとに必ず1つ以上選択してください。（複数あてはまる場合は、主要なものを2つ選択してください）</b></p>
④ 売上高（全体）	<p>・直前年度分決算及び直前々年度分決算における全体の売上高を入力してください。</p> <p>・<b>売上高は、消費税を含まない金額</b>を千円単位（千円未満切捨て）で入力してください。</p> <p>※決算期変更等により12ヶ月に満たない場合でも1営業年度とします。</p>

## 業種・品目一覧

### 維持作業

#### 30 設備関係維持作業

取扱い品目コード					
701	機械設備保守	706	自動制御装置保守	711	その他機器修理
702	通信設備保守	707	浄化槽・貯水槽保守	712	設備の運用・管理
703	電気設備保守	708	道路情報設備保守	713	電気通信設備運用・管理
704	発電機の保守	709	手荷物検査装置修理	714	破砕プラント
705	消防設備保守	710	風力・水力機械修理		

### 製造・販売

#### 35・53 その他機械器具

取扱い品目コード					
201	空調機	207	液体ろ過器	213	廃棄物処理設備
202	弁類	208	水処理装置	214	農業機械
203	ディーゼル機関	209	航空関連機器	215	総合商社
204	ガスタービン	210	建設機械	250	その他機械器具
205	圧力容器	211	荷役機器		
206	ボイラー機器	212	厨房機器		

#### 47・65 食料品

取扱い品目コード	
301	ケイタリング
302	保存食品
303	嗜好品
304	菓子類
305	酒類
306	飲料水
307	総合食品
320	その他食品

#### 48・66 その他製造・販売

取扱い品目コード					
101	健康用品・スポーツ用品	110	装飾品	119	旗・幕
102	医薬品・医療用品	111	内装品	120	各種模型
103	防犯用品・防災用品	112	陶器製品	121	印章・ゴム印
104	衛生用品・清掃用品	113	美術品等	122	ソフトウエア
105	工事資材	114	工芸品	123	コンビニエンスストア
106	塗料等	115	教育機材	124	チケット類・金券類
107	日用雑貨品・工具品	116	手荷物カート	125	ギフト用品
108	園芸用品・生花	117	特殊車両	126	総合商社
109	植栽物	118	記章類	150	その他物品

## 借上げ・役務

### 68 借上げ

取扱い品目コード					
401	医療器材	407	輸送機	413	会議場等
402	事務機器	408	家電製品	414	植栽等
403	OA機器	409	音楽・美術品	415	寝具類
404	通信器材	410	プレハブ	416	総合リース業
405	映像機器	411	洗浄装置・用品	430	その他借上げ
406	建設機械	412	式典用具		

### 69 広告等の業

取扱い品目コード	
601	広告全般
602	パンフレット制作
603	情報誌の発行
604	デザイン創作

### 70 その他役務

取扱い品目コード					
501	清掃業	514	写真撮影	527	産業廃棄物の運搬
502	運送業	515	ソフト開発・制作	528	産業廃棄物の中間処理
503	保険業	516	データ入力	529	産業廃棄物運搬と中間処理
504	イベント業	517	システム設計・運用等	530	害鳥害虫等の駆除
505	監査業務	518	ホームページ作成	531	燃料タンク清掃
506	不動産業	519	旅客案内業務	532	給油施設管理・運営
507	巡視作業	520	翻訳・通訳	533	クリーニング・消毒・乾燥
508	車両管理業務	521	ポーターサービス	534	航空手荷物取扱い業務
509	駐車場管理	522	カート回収	535	研修業務
510	ビル管理業務	523	待合室等の管理・運営	536	派遣業
511	海上防災業務	524	機器等の修理・修繕	537	旅行業
512	気象情報提供	525	塵芥収集・処分	550	その他役務
513	映像制作	526	産業廃棄物分析と処理		

## 買受

### 71 買受

取扱い品目コード	
801	鉄くず
802	古紙等
803	木材
804	立ち木
805	廃材
806	美術品・工芸品
807	車両
820	その他買受

### 5.3 連絡者リスト届出書 -様式3

- 連絡者リスト届出書は、工事発注事務適正化策及びコンプライアンス等の観点から、弊社との窓口となる方を特定するためにご提出いただいております。
- 業種区分ごとに、契約に関する手続き等（現場説明会への出席、見積書の提出、価格交渉、契約書の締結に必要な行為等）に出席される方々の所属・役職名・氏名を入力していただきます。
- 契約に関する手続き等の際には、届出のある方のうち少なくとも1名に同席していただくことが必要となります。原則として、届出のない方だけでは、弊社における契約に関する手続き等を行うことができませんのでご注意ください。
- 連絡者情報を変更する場合は、最新の連絡者リスト届出書を「2.4 提出先」までメールにてご提出ください。
- 連絡者リスト届出書の有効期間は、契約参加資格の有効期間と同期間とします。
- ※ 弊社からの再就職者を連絡者として届け出ることをご遠慮ください。
- ※ 連絡者リスト届出書により弊社が取得した情報は、契約に関する手続き等の際に、連絡者リスト届出書に記載のある方が同席されているかどうかを、本人から提示される会社名・所属・役職・氏名と照合し、確認させていただく目的で使用いたします。当該情報を本人の同意なく、届出書の目的の範囲を超えて利用することはありません。

#### 【入力例】

（様式3）		連絡者リスト届出書		9999
申請日 2022年12月10日				株式会社資格建設
<p>当社は、成田国際空港株式会社（以下N A A）との全ての契約に関する手続き（N A Aの専業所内にて行う、現場説明会への出席、見積書の提出、価格交渉、契約書の締結に必要な行為等）に際して、下記に掲げる者のうち少なくとも1名を出席させることを届け出ます。            なお、下記に掲げる者以外の者をもって全ての契約に関する手続き等を行おうとした場合、N A Aから当該手続き行為等を拒否されても異存ありません。            また、下記に掲げる者に変更が生じた場合は新たに連絡者リスト届出書を提出いたします。</p>				
申請業種		所属・役職	氏名	
建設工事	01 一般土木工事	成田支店 支店長	成田 一郎	
		営業部 営業第一課	千葉 大輔	
建設工事	03 建築工事	成田支店 支店長	成田 一郎	
		営業部 営業第一課	千葉 大輔	
建設工事	04 プレハブ建築工事	成田支店 支店長	成田 一郎	
		営業部 営業第一課	千葉 大輔	
建設工事	08 プレストレストコンクリート工事	成田支店 支店長	成田 一郎	
		営業部 営業第一課	千葉 大輔	
建設工事	11 通信設備工事	成田支店 支店長	成田 一郎	
		営業部 営業第一課	千葉 大輔	
建設工事	18 機械設備工事（一般）	成田支店 支店長	成田 一郎	
		営業部 営業第一課	千葉 大輔	
測量等	22 測量	成田支店 支店長	成田 一郎	
		営業部 営業第一課	千葉 大輔	
測量等	23 土木関係コンサルタント	成田支店 支店長	成田 一郎	
		営業部 営業第一課	千葉 大輔	
維持作業	30 設備関係維持作業	成田支店 支店長	成田 一郎	
		営業部 営業第一課	千葉 大輔	
製造	39 建設材料	成田支店 支店長	成田 一郎	
		営業部 営業第一課	成田 二郎	
販売	57 建設材料	成田支店 支店長	成田 一郎	
		営業部 営業第一課	成田 二郎	
役務	70 その他役務	成田支店 支店長	成田 一郎	
		営業部 営業第一課	成田 二郎	
買受	71 買受	成田支店 支店長	成田 一郎	
		営業部 営業第一課	成田 二郎	

## 5.4 誓約書 -様式4

- Excelファイルにより提出していただきます。（押印不要）
- 商号・名称等の記載内容は、様式1申請書（会社情報）の入力内容が反映されます。
- 送信前に誓約書記載の「契約手続きに係る不正行為等防止約款」をご確認ください。

（様式4）

### 誓約書

2022年12月10日

成田国際空港株式会社  
代表取締役社長 田村 明比古 殿

本社（店）住所 千葉県千葉市資格町五丁目5番5号  
商号又は名称 株式会社資格建設  
代表者役職 代表取締役  
代表者氏名 資格 太郎

2022～2024年度において、当社が参加するすべての競争見積（入札）、その他の契約手続きに関して、法令、貴社の諸規定等及び下記「契約手続きに係る不正行為等防止約款」を遵守します。

#### 契約手続きに係る不正行為等防止約款

（総則）

第1条 成田国際空港株式会社（以下「甲」という。）及び契約参加資格登録申請者（以下「乙」という。乙が契約に至った場合を含む。）は、法令及び甲が定める諸規程を遵守し、契約手続きに係る不正行為及び反社会的勢力に関与する取引を防止するため、この約款に定める事項について、誠実にこれを履行しなければならない。

2 乙は、この約款を遵守することを誓約したうえで、契約参加資格登録申請書を甲に提出するものとする。

（不正行為の禁止等）

第2条 乙及び乙の構成員は、次の各号に掲げる行為を一切行わないものとする。

- 一 刑法第96条の6第1項に規定する競売入札妨害若しくは同条第2項に規定する談合又は成田国際空港株式会社法第19条第1項に規定する賄賂の供与等
- 二 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条に規定する私的独占若しくは不当な取引制限又は同法第19条に規定する不公正な取引方法
- 三 前二号に掲げる行為を行う目的で、甲の役員又は社員と接触すること
- 四 正当な理由なく頻繁に甲の役員又は社員に乙との取引を働きかけること
- 五 前各号に掲げる場合のほか、法令及び甲が定める諸規程に違反するなど、不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当と認められる行為

2 乙及び乙の構成員は、不正又は不誠実な行為のある事実を知ったときは、甲に直ちに届け出るものとする。

3 乙は、甲が定める再就職に関する規制に反して、甲の役員又は社員であった者を受け入れないものとする。

4 甲の役員又は社員は、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（以下「入札談合等関与行為防止法」という。）第2条第5項に規定する入札談合等関与行為を一切行わないものとする。

5 甲及び乙は、自社（自社の役員若しくは自社の親会社等を含む。）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者その他の反社会的勢力に過去5年の間に関与していないことを表明しこれを保証するものとする。

（不正行為に対する措置）

第3条 甲は、乙が前条第1項、第2項又は第3項に違反したと認める場合は、甲が定める諸規程に基づき取引停止の措置又は契約参加資格の取消しの措置を行うものとする。

2 甲は、乙が前条第1項第1号又は第2号に違反したと認める場合は、乙と締結する契約書に基づき、契約の解除又は違約金の請求を行うものとする。

3 甲は、前条第4項に違反したものとして、公正取引委員会から入札談合等関与行為防止法第3条第1項又は第2項に基づく求めがあったときは、同法に基づき調査等必要な措置を行うものとする。

4 甲及び乙は、相手方が前条第5項に反し、反社会的勢力に関与したと合理的に判断した場合は、契約を解除することができる。

（情報の公表）

第4条 甲は、契約手続きの透明性を確保するため、必要な情報を適切な方法で公表するものとする。

（調査等への協力）

第5条 第2条に規定する不正行為の疑いがあると甲が認めるときは、乙は、甲の要請に基づき、ヒアリング、資料の提出等に協力するものとする。

（有効期間）

第6条 この約款の有効期間は、契約参加資格登録申請書を提出した日から甲が認定する契約参加資格の有効期限までとする。

（提出書類の真正性）

第7条 乙から提出される契約にかかる一切の書類において、押印を省略した場合であっても、乙から提出されたものとみなす。

以上

## 5.5 年間委任状 -様式5

- Excelファイルにより提出していただきます。（押印不要）
- 商号・名称等の記載内容は、様式1申請書（会社情報）の入力内容が反映されます。
- 申請書（会社情報）に受任者情報が入力された場合のみ、年間委任状が提出されたものとして取り扱います。（見積・契約締結等を代表者名で行う場合、年間委任状は不要です。）
- 年間委任は、代理人(受任者)を業種毎に分けることはできません。
- 代表者や受任者に変更がない限りは、有効期間中に再度年間委任状を提出する必要はありません。
- 必要項目の記載があれば、任意様式（PDFファイル）で送信いただいても構いません。

(様式5)	
<h3>年間委任状</h3>	
成田国際空港株式会社 代表取締役社長 田村 明比古 殿	
私は、下記のとおり、代理人を定め権限を委任します。	
記	
委任事項	
1. 契約参加資格者登録申請に関する一切の権限	
1. 見積り及び入札に関する一切の権限	
1. 復代理人選任に関する一切の権限	
1. 契約の締結及び契約の履行に関する一切の権限	
1. 契約代金の請求及び受領に関する一切の権限	
1. 共同企業体の結成、共同企業体結成後の契約の締結に関する一切の権限	
委任期間	
2022年12月10日 から 2025年3月31日 まで	
2022年12月10日	
委任者	住所 千葉県千葉市資格町五丁目5番5号 商号又は名称 株式会社資格建設 代表者役職 代表取締役 代表者氏名 資格 太郎
受任者	住所 千葉県成田空港内七丁目7番7号 商号又は名称 株式会社資格建設 所属・役職 成田支店 支店長 氏名 成田 一郎
注 : 記載事項に変更が生じた場合は、速やかに所定の変更手続を行うこと。	

## 5.6 契約参加資格者登録申請受付票 -様式6

- 契約参加資格者登録申請受付票は、登録を証明する書類として申請者にメールにて返信する書類です。
- 商号・名称等の記載内容は、様式1申請書（会社情報）の入力内容が反映されます。
- 契約参加資格者登録申請受付票の再発行はいたしません。資格の有効期間内は大切に保存してください。また、業者コードにつきましては、お問い合わせの際に法人等確認のため使用いたしますので、第三者へは知らせずに保管してください。

成田国際空港株式会社契約参加資格者登録申請受付票						
業者コード	9999	メール配信サービス 初期パスワード	資格の有効期間		から2025年3月31日まで	
商号又は名称	株式会社資格建設		代表者役職・氏名	代表取締役 資格 太郎		
登録業種（以下に記載の業種が登録されている業種です）						
建設工事	測量等	物品製造等				
		維持作業	製造	販売	借上げ・役務	買受
01 一般土木工事 03 建築工事 04 プレハブ建築工事 08 プレストレストコンクリート工事 11 通信設備工事 18 機械設備工事（一般）	22 測量 23 土木関係コンサルタント	30 設備関係維持作業	39 建設材料	57 建設材料	70 その他役務	71 買受
					登録業種数 当初 追加 <b>13業種</b>	

## 6. その他の特殊な申請について

### 6.1 外国事業者の申請について

#### 海外に本社があり日本支店登記がある場合

- 申請書類のうち、履歴事項証明書・納税証明書・財務諸表等については、日本支店のものを提出してください。
- ※ 契約参加資格者登録申請書の入力について  
申請書の入力については、基本的には通常の申請と同じですが、以下に留意して入力してください。

項目	留意点
03 商号又は名称	・日本支店の履歴事項全部証明書に記載がある商号を入力してください。
10 代表者役職 11 代表者氏名	・日本支店の履歴事項全部証明書に記載がある「日本における代表者」を入力してください。 ※役職は「日本における代表者」としてください。
12 本社(店)電話番号 13 本社(店)郵便番号 14 本社(店)住所	・日本支店の電話番号・郵便番号・住所を入力してください。 ・海外にある本社(店)の電話番号・住所は、様式1申請書(会社情報)「31 特記事項」に入力してください。
16 外資状況	・「外国籍会社」を選択してください。

#### 海外に本社があり日本支店登記がない場合

- 申請書類のうち履歴事項全部証明書及び納税証明書については、当該国の所管官庁又は権限のある機関の発行する書面をPDFファイルに変換してメールに添付してください。
- 申請書類は日本語で作成するとともに、外国語で記載された書類については、日本語の訳文を添付してください。
- 日本語で対応できず、申請書類の確認等ができない場合は登録できません。
- 申請書類の金額表示は、日本国通貨とし、出納官吏事務規程第16条に規定する申請日現在有効な外国貨幣換算率により換算した金額を入力してください。

#### ※ 契約参加資格者登録申請書の入力について

申請書の入力については、基本的には通常の申請と同じですが、以下に留意して入力してください。

項目	留意点
07 申請担当者氏名 08 申請担当者電話番号 09 申請担当者メールアドレス	・申請書の記載内容を把握されている方で、弊社からの照会に回答可能な方を入力してください。
10 代表者役職	・当該国の法律に準じた代表権のある役職を入力してください。
12 本社(店)電話番号 13 本社(店)郵便番号 14 本社(店)住所	・海外にある本社(店)の電話番号・郵便番号・住所(国名含む)を入力してください。 ・日本国内に連絡場所がある場合は、様式1申請書(会社情報)「31 特記事項」に電話番号・郵便番号・住所を入力してください。
16 外資状況	・「外国籍会社」を選択してください。

## 6.2 新規設立法人等の申請について

- 設立初年度の決算前に申請する場合は、財務諸表として設立時の貸借対照表を提出してください。
- その他の申請書類は、通常の申請と同じです。（納税証明書は、設立初年度の決算前であっても、税務署に設立届出を行っていただければ発行されます）

### ※ 契約参加資格者登録申請書の入力について

申請書の入力については、基本的には通常の申請と同じですが、以下に留意して入力してください。

項目	留意点
② 営業年数	・設立から1年に満たないため、「0」を入力してください。
⑦ 実績高	・決算が確定していないため、「0」を入力してください。
⑧ 売上高（全体）	・決算が確定していないため、「0」を入力してください。

## 6.3 経常建設共同企業体（経常JV）の申請について

- 共同企業体の構成員の数は、原則として3社以内とします。
- 通常の申請書類のほか、建設共同企業体協定書を提出してください。
- 履歴事項全部証明書、財務諸表、納税証明書、経営規模等評価結果通知書については、構成員全ての書類が必要になります。
- 経常JVで登録した構成員は、単体企業として登録することはできません。

## 6.4 事業協同組合の申請について

- 通常の申請書類のほか、役員・組合員名簿、官公需適格組合証明書を提出してください。
- 履歴事項全部証明書、財務諸表、納税証明書、経営規模等評価結果通知書（建設工事の場合）については、事業協同組合と構成組合員全ての書類が必要になります。

## 6.5 会社更生（民事再生）法適用者の申請について

- 会社更生（民事再生）法に基づく更生（再生）手続開始の決定を受けた者については、裁判所が発行した更生（再生）手続開始の決定書を提出することで、契約参加資格登録への申請が可能です。
- 契約参加資格者登録の申請書類は、更生（再生）手続開始決定後の内容とします。

## 7. 業種の追加について

- 当初登録のあと業種を追加する場合は、当初登録と同様の申請書類を提出する必要があります。
- 業種の追加の受付期間は、随時登録受付期間とします。
- 申請書類は「2.4 提出先」まで提出してください。
- 毎月15日（15日が休業日の場合は翌営業日）までの到着分を翌月1日から当該業種の契約参加資格者として登録するものとします。
- 申請書類に不備不足等がある場合、登録月が繰り下がる場合があります。参加を希望する調達案件に登録が間に合わないことがありますので余裕をもって申請してください。

### 申請書類（業種の追加）

- 業種を追加する場合の申請書類は当初登録の場合と同様です。「4. 申請書類について」「5. 申請書入力例及び作成要領」を確認してください。

※ 申請書の入力については基本的には当初登録と同じですが、以下に留意してください。

項目	留意点
<b>様式1 申請書（会社情報）</b>  17 受任者所属・役職 18 受任者氏名 19 受任者電話番号 20 受任者郵便番号 21 受任者住所	<b>【代理人(受任者)に権限を委任している場合】</b> ・当初登録の際の受任者に関する事項を入力してください。  <b>【代理人(受任者)に権限を委任していない場合】</b> ・17～21の受任者に関する事項は入力しないでください。  <b>【新たに代理人(受任者)に権限を委任する場合】</b> ・当初登録の際に、代理人(受任者)に権限を委任していない場合で、新たに代理人(受任者)に権限を委任する場合は、当該代理人(受任者)に関する事項を入力してください。
<b>様式2 申請書（業種情報）</b>  ・直前2年度の実績高 ・申請業種・総合評定値 (P) ・取扱い品目	・追加する業種に関する情報を入力してください。 （「5.2 契約参加資格者登録申請書（業種情報）」を参照）  ※既に登録済みの業種について入力は不要です。
<b>様式3 連絡者リスト届出書</b>	・追加する業種に関する連絡者を入力してください。

## 8. 登録内容の変更手続きについて

- 契約参加資格者において、以下の変更届出事項が発生した場合は、対応する提出書類をメールにて「2.4 提出先」まで送信してください。（データ容量7MB未満）
- 変更申請書（Excelファイル）は、弊社ホームページからダウンロードしてください。
- メールの件名は「変更\_商号・名称」としてください。（例）変更\_株式会社資格建設
- 各添付ファイルのファイル名は、変更申請書は「変更申請書\_商号・名称」、添付書類は「履歴事項全部証明書\_商号・名称」等としてください。（例）変更申請書\_株式会社資格建設
- 変更が完了した際の契約参加資格者への通知は行っていません。通知を受けたい場合は、通知を受けたい旨の希望を申請時のメール本文に記載してください。
- メール配信サービス登録メールアドレスの変更については、「5.1 契約参加資格申請書（会社情報）／調達情報メール配信サービスについて」を確認のうえ、弊社ホームページからその都度変更してください。
- 以下の変更届出事項以外については、変更届出は不要です。

変更届出事項	提出書類	
	変更申請書（Excel）	添付書類（PDF）・留意事項
商号又は名称	変更届（様式7）	履歴事項全部証明書※
本社（店）住所	変更届（様式7）	履歴事項全部証明書※
本社（店）電話番号	変更届（様式7）	
代表者	年間委任なし	変更届（様式7）
	年間委任あり	変更届（様式7）、 年間委任状（様式5）
		役職変更は変更届のみ提出してください。
受任者	変更届（様式7）、 年間委任状（様式5）	所属・役職変更は変更届のみ提出してください。
受任者電話番号・ 郵便番号・住所	変更届（様式7）	
連絡者リスト	変更届（様式7）、 連絡者リスト届出書（様式3）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更届の変更事項「連絡者リスト」にチェックを入れてください。</li> <li>・連絡者の一部が変更になる場合は、変更にならない連絡者も含めた最新の連絡者リスト届出書を提出してください。</li> </ul>
登録業種の取消	変更届（様式7）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設工事の許可業種が消滅した場合は、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を添付してください。</li> </ul>
登録の取消	変更届（様式7）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・解散、廃業の場合は、その旨を明記したうえで、閉鎖事項全部証明書を添付してください。</li> <li>・登録を取り下げた者は、同一有効期間内に再度申請することはできませんのでご注意ください。</li> </ul>

※発行日は申請日から3ヶ月以内のものに限ります。

履歴事項全部証明書のページ数が多く容量が7MB以上となる場合は、「2.4 お問い合わせ先」までご連絡ください。

※ 変更届の入力について

(例：代表者の変更)

(様式7) 契約参加資格者登録変更届

申請日 必須 2022年10月10日  
成田国際空港株式会社

業者コード 必須 9999 (4桁)  
本社(店)住所 必須 千葉県千葉市資格町五丁目5番5号  
商号又は名称 必須 株式会社資格建設  
代表者役職 必須 代表取締役  
代表者氏名 必須 資格 太郎

変更年月日 必須 2022年9月25日

● 代理人(受任者)に見積・契約締結等の権限を委任する場合も、代表者を入力してください。

変更事項 (変更する項目に☑)		変更前	変更後
<input type="checkbox"/>	商号又は名称	商号又は名称 (フリガナ) 商号又は名称	
<input type="checkbox"/>	本社(店)住所	本社(店)郵便番号 本社(店)住所	
<input type="checkbox"/>	本社(店)電話番号	- -	- -
<input checked="" type="checkbox"/>	代表者・受任者	● 年間委任なし	代表者役職 代表取締役 代表者氏名 資格 太郎
		○ 年間委任あり	代表者役職 代表者氏名
		※変更のない項目についても入力してください。	
		受任者所属・役職	
		受任者氏名	
		受任者電話番号	- -
<input type="checkbox"/>	連絡者リスト		「連絡者リスト」のシートに入力してください。
<input type="checkbox"/>	登録業種の取消	取消業種 取消理由	
<input type="checkbox"/>	登録の取消	取消理由	

(例：連絡者リスト届出書の変更)

(様式7) 契約参加資格者登録変更届

申請日 必須 2022年10月10日  
成田国際空港株式会社

業者コード 必須 9999 (4桁)  
本社(店)住所 必須 千葉県千葉市資格町五丁目5番5号  
商号又は名称 必須 株式会社資格建設  
代表者役職 必須 代表取締役  
代表者氏名 必須 資格 太郎

変更年月日 必須 2022年9月25日

● 変更したい登録業種をリストから選択してください。選択された登録業種のみ連絡者に変更されます。

変更事項 (変更する項目に☑)		変更前	変更後
<input type="checkbox"/>	商号又は名称	商号又は名称 (フリガナ) 商号又は名称	
<input type="checkbox"/>	本社(店)住所	本社(店)郵便番号 本社(店)住所	
<input type="checkbox"/>	本社(店)電話番号	- -	- -
<input checked="" type="checkbox"/>	代表者・受任者	● 年間委任なし	代表者役職 代表取締役 代表者氏名 資格 太郎
		○ 年間委任あり	代表者役職 代表者氏名
		※変更のない項目についても入力してください。	
		受任者所属・役職	
		受任者氏名	
		受任者電話番号	- -
<input type="checkbox"/>	連絡者リスト		「連絡者リスト」のシートに入力してください。

(様式3) 連絡者リスト届出書 (変更届出用) 9999 株式会社資格建設

申請日 2022年10月10日

当社は、成田国際空港株式会社 (以下N A A) との全ての契約に関する手続き (N A Aの専業所内にて行う、現場説明会への出席、見積書の提出、価格交渉、契約書の締結に必要な行為等) に際して、下記に掲げる者のうち少なくとも1名を出席させることを届け出ます。  
なお、下記に掲げる者以外の者をもって全ての契約に関する手続き等を行うとした場合、N A Aから当該手続き行為等を拒否されても異存ありません。  
また、下記に掲げる者に変更が生じた場合は新たに連絡者リスト届出書を提出いたします。

登録業種	所属・役職	氏名
22 測量等 測量	成田支店 支店長	成田 二郎
	成田支店 営業部長	成田 三郎
70 役務 その他役務	成田支店 支店長	成田 二郎
	成田支店 営業部長	成田 三郎

## 9. 合併や分割等について

- 契約参加資格者登録後に「合併」「分割」「事業譲渡」「会社更生（民事再生）法の適用」が発生した場合には、該当する必要な申請を速やかに行ってください。
- 以下に主な例を掲載しておりますので、ご確認ください。
- 必要な申請がない場合、参加を希望する調達案件に応募できない場合がありますので、ご注意ください。

### 9.1 合併について

#### 新設合併の場合

例示	契約参加資格者	必要な申請	
A社とB社が新設合併して、C社となった場合	A社 B社	C社	・新規申請と同様に随時登録申請を行ってください。 ※申請書類は、合併後の内容とします。
		A社 B社	・「8 登録内容の変更手続き（登録の取消）」を行ってください。

※ 申請書類又は変更届出には、必ず合併契約書を添付してください。

※ 消滅会社の登録取消しは、新設会社が行うことも可能です。

#### 吸収合併の場合

例示	契約参加資格者	必要な申請	
A社がB社を吸収合併して、A社となった場合	A社 B社	A社	・変更届出事項が発生した場合は、「8 登録内容の変更手続き」を行ってください。 ・B社のみが登録していた業種を追加する場合は、「7 業種の追加」を行ってください。
		B社	・「8 登録内容の変更手続き（登録の取消）」を行ってください。
	A社	A社	・変更届出事項が発生した場合は、「8 登録内容の変更手続き」を行ってください。 ・業種を追加する場合は、「7 業種の追加」を行ってください。
		B社	・新規申請と同様に随時登録申請を行ってください。
	B社	A社	・新規申請と同様に随時登録申請を行ってください。
		B社	・「8 登録内容の変更手続き（登録の取消）」を行ってください。

※ 申請書類又は変更届出には、必ず合併契約書を添付してください。

※ 消滅会社の登録取消しは、存続会社が行うことも可能です。

## 9.2 分割について

### 新設分割の場合

例示	契約参加資格者	必要な申請	
D社の一部を 新設会社E社 に分割する場 合	D社	D社	・変更届出事項が発生した場合は、「8 登録内容の変更手続き」を行ってください。
		E社	・新規申請と同様に随時登録申請を行ってください。

※ 申請書類又は変更届出には、必ず分割に係る契約書を添付してください。

### 吸収分割の場合

例示	契約参加資格者	必要な申請	
D社の一部を 既存会社F社 に分割する場 合	D社 F社	D社	・変更届出事項が発生した場合は、「8 登録内容の変更手続き」を行ってください。
		F社	・変更届出事項が発生した場合は、「8 登録内容の変更手続き」を行ってください。 ・業種を追加する場合は、「7 業種の追加」を行ってください。

※ 申請書類又は変更届出には、必ず分割に係る契約書を添付してください。

## 9.3 事業譲渡について

例示	契約参加資格者	必要な申請	
G社の事業を H社に事業譲 渡する場合	G社	G社	・変更届出事項が発生した場合は、「8 登録内容の変更手続き」を行ってください。
		H社	・新規申請と同様に随時登録申請を行ってください。
	H社	H社	・変更届出事項が発生した場合は、「8 登録内容の変更手続き」を行ってください。 ・業種を追加する場合は、「7 業種の追加」を行ってください。

※ 申請書類又は変更届出には、必ず事業譲渡に係る契約書を添付してください。

#### 9.4 会社更生（民事再生）法の適用者について

例示	契約参加資格者	必要な申請	
会社更生法の適用を申請した場合	I社	I社	・更生手続開始の決定を受けた場合、再度随時登録申請を行ってください。 ※申請書類は、更生手続開始決定後の内容とします。 ※登録を取消す場合は、「8 登録内容の変更手続き（登録の取消）」を行ってください。

※ 申請書類又は変更届出には、必ず裁判所からの更生手続開始の決定書を添付してください。

※ 変更届の入力について  
(例：登録の取消)

変更事項 (変更する項目に☑)		変更前	変更後
<input type="checkbox"/> 商号又は名称	商号又は名称 (フリガナ) 商号又は名称		
<input type="checkbox"/> 本社(店)住所	本社(店)郵便番号 本社(店)住所	-	-
<input type="checkbox"/> 本社(店)電話番号		- -	- -
<input type="checkbox"/> 代表者・受任者	● 年間委任なし	代表者役職	
		代表者氏名	
	○ 年間委任あり	代表者役職	
		代表者氏名	
	※変更のない項目についても入力してください。	受任者所属・役職	
		受任者氏名	
	受任者電話番号	- -	- -
	受任者郵便番号	-	-
	受任者住所		
<input type="checkbox"/> 連絡者リスト			「連絡者リスト」のシートに入力してください。
<input type="checkbox"/> 登録業種の取消	取消業種 取消理由		
<input checked="" type="checkbox"/> 登録の取消	取消理由		吸収合併による消滅会社のため

- 合併に伴う消滅会社の登録取消しを新設会社又は存続会社が行う場合は、「変更前」の欄に消滅会社の商号又は名称、本社（店）住所・電話番号、代表者役職・氏名を入力してください。